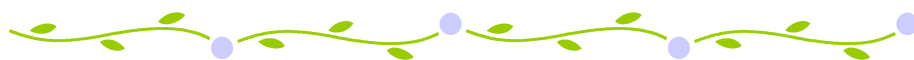


♪ 取り入れよう 働き方にも 「スマート」を ♪

沖縄県教職員 働き方改革推進プラン

令和5（2023）年3月改訂
沖縄県教育委員会



はじめに

近年の急速なグローバル化の進展に伴い国際競争が激化する中、新たな価値を創造し国際的に活躍できる人材や、多様な文化や価値観を受容し共生していくことができる人材の育成が求められています。一方、核家族の増加や少子化等の影響により、家庭や地域における子供の社会性育成機能が弱まっているとの指摘があり、家庭や地域における教育力の向上が課題となっています。

本県においても、学力向上の取組やキャリア教育・進路指導の充実、道徳教育の充実、学校安全への対応、いじめ・不登校など生徒指導上の課題や貧困・虐待・ヤングケアラーなどの課題を抱えた家庭の児童生徒等への対応等の課題に加え、「令和における日本型学校教育」に必要な資質能力の育成に係る授業改善やGIGAスクール構想に伴う一人一台端末環境を前提としたICT・教育データの利活用、特別な配慮や支援を必要とする子供への対応等、学校の担う役割は多様化・複雑化し、教職員の負担は増加しています。

これまでの学校教育は、教職員が子供への情熱や使命感を持った献身的な取組を積み重ねてきた上に成り立ってきたものであります。学校や教職員に対する様々な期待は、一方で長時間勤務という形ですでに表れており、文部科学省による「教員勤務アンケート」や県教育委員会による「教職員の業務の効率化に関するアンケート」等によって、看過できない深刻な状況であることが明らかとなっています。

このように学校や教職員に求められる役割が増加する中で、教職員が日々の生活の質を向上させるとともに教職人生を豊かにし、本来の職務を着実に遂行していくためには、教職員の専門性を高めるための研修の時間及び児童生徒に向き合うための時間を十分に確保することが重要です。

文部科学省は、令和元年12月に給特法を一部改正し「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を法的根拠のある「指針」に格上げするとともに、地方公共団体に勤務時間の上限を条例・規則等で定めるよう求めました。また、休日のまとめ取りのための1年単位の変形労働時間制を各地方公共団体の判断により条例で選択的に活用できるようにするなど、学校における働き方改革をさらに進めています。

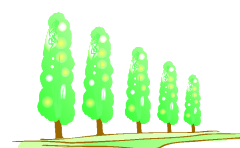
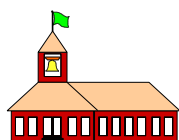
県教育委員会では、平成31年3月に「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」、令和2年3月には「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定し、学校現場における業務改善の取組のより一層の推進を図ってきたところです。この度、これまでの取組の成果と課題等を踏まえ、本推進プランの見直しを行いました。当初計画を検証し、さらに実効性のある取組を進めていくことで、学校における働き方改革をより一層推進していきます。

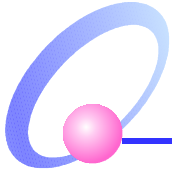
本推進プランの取組により、全ての教職員が、ワーク・ライフ・バランスを実現し、心身共に健康で充実した教職人生を送ることを期待します。

目 次



I. 基本的な考え方	
1. 働き方改革推進プランの目的	1
2. 達成目標（数値目標）	1
II. 教職員の現状	
1. 教員の勤務の現状	5
2. 教職員の勤務実態	6
3. これまでの取組と成果	10
III. 具体的な取組内容	
1. 取組方針	12
2. スケジュール	13
3. 県教育委員会が行う業務改善の取組	
① 学校運営体制の改善	14
② 学校業務の改善	25
③ 教育委員会による支援	35
④ 部活動の在り方の見直し	43
IV. 他自治体・学校等の取組事例	
文部科学省改定版「全国の学校における働き方改革事例」（令和4年2月）	48





I. 基本的な考え方

1. 働き方改革推進プランの目的

本推進プランは、①学校運営体制の改善、②学校業務の改善、③教育委員会による支援、④部活動の在り方の見直しの4点を柱とした取組を推進し、以下の2点の実現を目的としています。

I. 教職員一人ひとりが、充実した教職生活を送るためにワーク・ライフ・バランスを重視し、働きやすい勤務環境を整える

II. 教職員が本来の業務に集中できる時間、児童生徒と向き合うための時間を十分確保し、質の高い教育を持続的に行うことのできる教育環境を整える

2. 達成目標（数値目標）

沖縄県教育委員会では、教職員の勤務環境と質の高い教育を持続的に行うことのできる教育環境の整備に資するよう、平成31年3月に「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」（以下、推進プランという。）を策定し、業務改善に取り組んできました。

また、文部科学省より平成31年3月に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示されたことを受け、令和2年3月に「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を定め、取組の推進を図ってきました。

さらに、文部科学省は、令和元年12月に法改正を行い、上記の「ガイドライン」を法的根拠のある「指針」に格上げし、服務監督権者である各教育委員会については、指針を参考に教育職員の勤務時間の上限を教育委員会規則等において定めるよう求めています。

沖縄県教育委員会では令和2年9月に条例改正を行いました。県立学校教育職員の勤務時間の上限に関する教育委員会規則の整備を進めています。

業務を行う時間の上限

「超勤4項目」※以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務管理の対象とする。

- ① 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
- ② 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内(連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6カ月まで)

※ 超勤4項目とは、①校外実習その他生徒の実習に関する業務、②修学旅行その他学校の行事に関する業務、③職員会議に関する業務、④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務のこと。

本推進プランでは、「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」や教職員の勤務実態等を踏まえた上で、以下の目標を設定しました。

(1) 目標：長時間勤務の解消

平成31年度から県立学校で導入している勤務管理システムによると、令和3年度の県立学校における時間外勤務の月平均時間は27.0時間と上限の目安時間を下回っています。しかしながら、厚生労働省が定める労災認定基準(過労死ライン)である月80時間を超える時間外勤務を行っている教職員が、全体の2.0%、月平均にして116.6人となっています。

市町村立小中学校では、令和3年度における月80時間以上の時間外勤務者が2.9%、月平均にして285.9人に上ります。このような教職員の勤務実態から、本県では過労死や健康被害の危険性が高まる月80時間以上の時間外勤務の解消が喫緊の課題となっています。

そのため、時間外勤務の縮減を図りつつ、特に脳血管疾患及び虚血性心疾患等と関連性が強く過労死や健康被害のリスクが生じる、月80時間以上の時間外勤務をなくすことを目指して取組を推進します。

令和5(2023)年度までに月80時間を超える時間外勤務を行う教職員がゼロとなるよう取り組む。

◇県立学校 時間外勤務月80時間以上

		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			月平均
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
R3	人数	230	237	25	91	10	37	258	162	171	21	49	108	116.6
	割合	4.0%	4.1%	0.4%	1.6%	0.2%	0.6%	4.5%	2.8%	3.0%	0.4%	0.9%	1.9%	2.0%

◇市町村立小中学校 時間外勤務月80時間以上

		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			月平均
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
R3	人数	750	379	132	292	5	127	495	330	235	80	118	488	285.9
	割合	7.7%	3.9%	1.4%	3.0%	0.1%	1.3%	5.1%	3.4%	2.4%	0.8%	1.2%	5.0%	2.9%

月80時間を超える時間外勤務について

平成22年5月7日付、厚生労働省「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く）の認定基準」によれば、1か月当たりおおむね45時間を超えて時間外労働が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まること、また発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとされています。

《参考URL》（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/dl/040325-11a.pdf>

上限の目安時間シミュレーション【1ヶ月30日（4週間+2日）】

（① 1ヶ月45時間を超えないように ② 1年間で360時間を超えないように）

12ヶ月間 = 1ヶ月30時間

1. 平日5日間（月～金）1時間、土・日いずれか1日2時間 の時間外勤務

	日数	時間外勤務時間	1ヶ月の時間外勤務時間	1年間の時間外勤務時間 （×12ヶ月）
平日	22日	1時間＝22時間	30時間	360時間
土・日	4日	2時間＝8時間		

平日1時間、土日いずれか1日2時間の時間外勤務であれば、1ヶ月の時間外勤務時間は30時間、1年間にすると360時間となり、勤務時間の上限時間である「1ヶ月45時間、1年間で360時間」を超えることはありません。

2. 平日5日間（月～金）2時間、土・日0時間 の時間外勤務

	日数	時間外勤務時間	1ヶ月の時間外勤務時間	1年間の時間外勤務時間 （×12ヶ月）
平日	22日	2時間＝44時間	44時間	528時間
土・日	4日	0時間＝0時間		

平日毎日2時間の時間外勤務を行うと、1ヶ月の時間外勤務は上限を超えませんが、年間の上限時間360時間は超過します。

3. 平日4日間（火～金）2時間、土・日いずれか3時間 の時間外勤務

	日数	時間外勤務時間	1ヶ月の時間外勤務時間	1年間の時間外勤務時間 （×12ヶ月）
平日	18日	2時間＝36時間	48時間	576時間
土・日	4日	3時間＝12時間		

平日4日2時間、土日いずれか1日3時間の時間外勤務を行うと、1ヶ月、年間ともに上限時間を超えてしまいます。



Ⅱ．教職員の現状

1．教員の勤務の現状

(1) 小学校

学級担任制をとるため、教員は授業、休み時間、給食時間及び清掃時間等、児童の安全確保や生活指導等の観点から教室内で過ごすことが多く、児童が下校するまで休憩をとることが難しい状況にあります。授業準備、保護者への対応、校務分掌等の事務処理は、勤務時間外に行うことが多くあります。また、学校以外の団体からの依頼による各種大会やコンクール等の審査員や運営員として動員があったり、地域行事(清掃、ボランティア等)や市町村教育委員会主催のイベントに児童を引率するなど、勤務時間外に行わざるを得ない業務もあります。

(2) 中学校

通常の勤務時間内に教員は授業や教材研究、給食・清掃指導、テスト作成やその採点、課題の点検等の事務処理を行っています。その他に生徒指導や支援を要する生徒への対応や各種委員会、会議の参加等の業務があります。また、放課後は部活動指導や保護者対応、急な生徒指導に対応することもあるため、教材研究や補習、個別に生徒に向き合うための十分な時間が確保できないことがあります。さらに、小学校と同様に、各種大会やコンクール等の生徒引率や審査員、運営員としての動員があったり、地域行事や市町村教育委員会主催のイベントに生徒を引率するなど、勤務時間外に行わざるを得ない業務も多くあります。

(3) 高等学校

上記の中学校と同様に、授業準備以外の業務を行っています。また、勤務時間外に行われる主なものは、生徒の進路に応じた各種講座(検定や資格取得等も含む)、部活動指導(全員顧問制)、学習指導や進路相談等があり、本来必要な勤務時間内における授業準備のための十分な時間の確保ができないことがあります。さらに、時代の変化とともに多様化する生徒間の問題や保護者の対応等、学校への要望が多岐に渡りつつあり、教職員の業務が増加しています。

(4) 特別支援学校

小学部は学級担任制、中学部・高等部は教科担任制をとります。児童生徒の安全確保や生活指導等のため、授業、休み時間を問わず、教室内で過ごすことが多くあり、授業準備や事務処理等を勤務時間外に行わざるを得ない状況にあります。また、児童生徒個々の課題に応じて、学校や家庭、福祉及び医療等の各関係機関の連携した対応が求められるため、保護者や各関係機関を交えた支援会議を設定することもあります。さらに、児童生徒数の増加に伴い、多様化する生徒の実態に応じた授業計画や授業研究等の業務も増加しています。

2. 教職員の勤務実態

県教育委員会では、平成31(令和元)年度から、全ての県立学校にICカードを利用した勤務管理システムを導入しました。これにより勤務管理システムを活用し、全ての教職員の出退勤時間及び時間外勤務の状況を客観的に把握することが出来るようになりました。市町村教育委員会においてもICカードやタイムカード等を活用して出退勤管理を行う自治体が増加しており、令和4年10月現在で38市町村が導入しています。

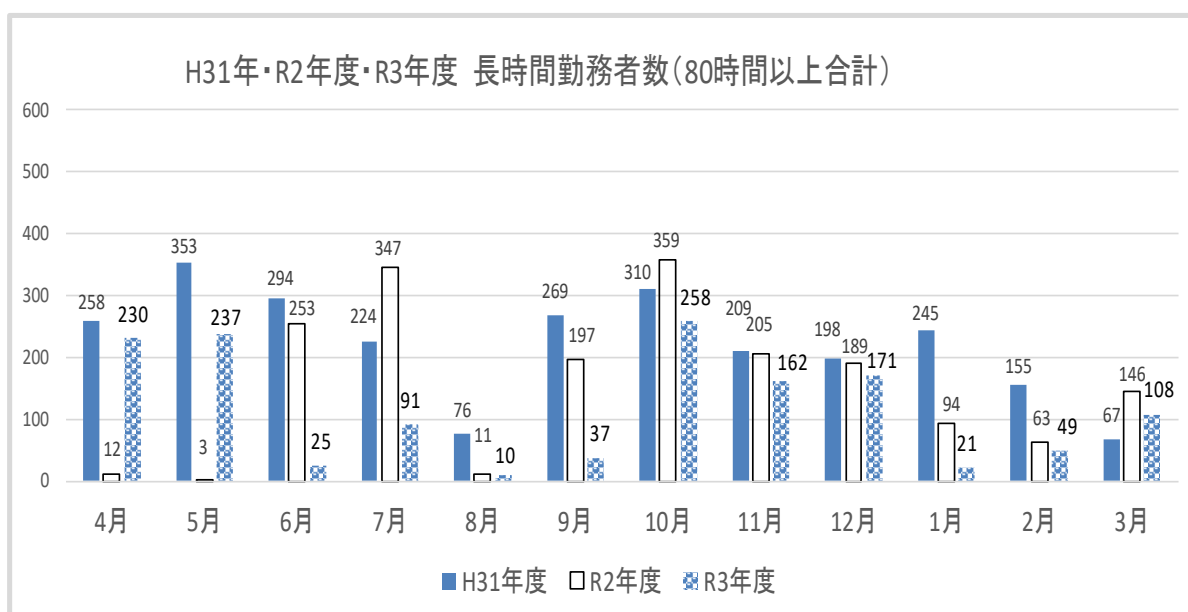
平成31(令和元)年度・令和2年度・令和3年度の本県における月80時間以上の時間外勤務の状況は次の通りとなっています。

① 県立学校

長時間勤務者数(80時間以上合計)

		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			計 (年度)
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
H31 (R1)	人数	258	353	294	224	76	269	310	209	198	245	155	67	2,658
	割合	4.5%	6.2%	5.2%	3.9%	1.3%	4.7%	5.4%	3.7%	3.5%	4.3%	2.7%	1.2%	3.9%
R2	人数	12	3	253	347	11	197	359	205	189	94	63	146	1,879
	割合	0.2%	0.1%	4.4%	6.1%	0.2%	3.4%	6.3%	3.6%	3.3%	1.6%	1.1%	2.6%	2.7%
R3	人数	230	237	25	91	10	37	258	162	171	21	49	108	1,399
	割合	4.0%	4.1%	0.4%	1.6%	0.2%	0.6%	4.5%	2.8%	3.0%	0.4%	0.9%	1.9%	2.0%

・「割合」は、県立学校教職員約5,700人に対する構成比率



【分析・原因】

(1) 4～5月期、10月期、3月期に増加している。

- ① 4～5月期の増加要因は、年度初めによる授業準備及び事務・報告書作成の時間と考えられる。
- ② 10月期の増加要因は、県新人体育大会(10月～11月上旬)に向けた部活動指導の時間と考えられる。
- ③ 3月期の増加要因は、年度末の事務処理、新年度事務の時間と考えられる。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、

- 4月～5月は全校一斉臨時休業や分散登校となり、夏休みが短縮されたこと
 - 部活動の停止及び活動時間や対外試合の制限等の対策がとられたこと
- 等により、例年とは状況が異なっている。

(2) 主な理由

年間を通した長時間勤務の理由は、部活動指導が最も多く、次いで、事務・報告書作成と授業準備が同程度となっている。

(3) ① H31年度4月～H31年度2月は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていないデータである。

② H31年度3月～R2年度5月までの前年同月比減の月は、新型コロナウイルス感染症対策による全校一斉臨時休業や分散登校等が主な要因と考えられる。

③ R2年度1月～2月の前年同月比減の月は、新型コロナウイルス感染症対策による部活動時間や対外試合の制限等が主な要因と考えられる。

④ R3年度とH31年度を比較すると、同月比減の主な理由は、新型コロナウイルス感染症対策による部活動時間や対外試合の制限等によるものと考えられる。

②市町村立小中学校

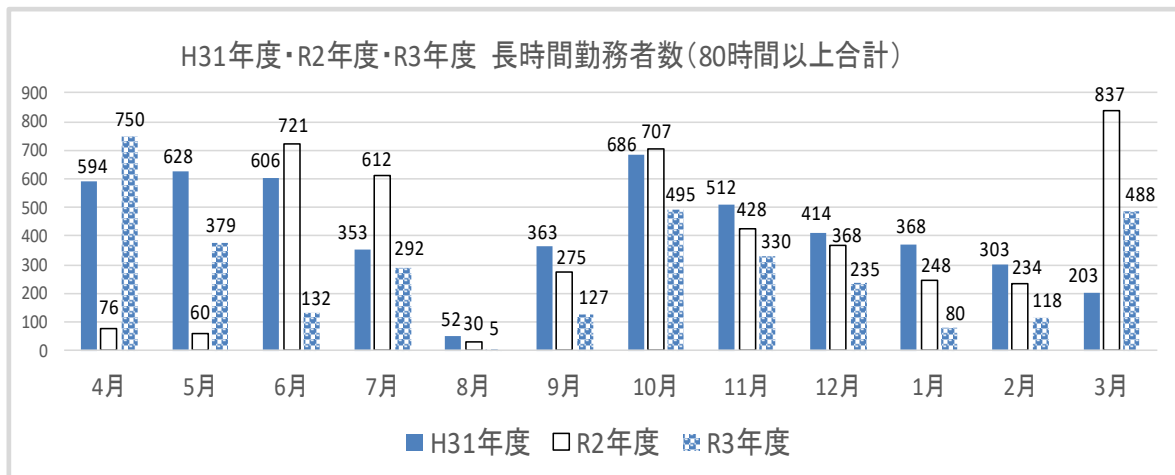
市町村立小中学校 長時間勤務実態調査結果(H30・H31・R2・R3)及び分析

長時間勤務者数(80時間以上合計)

		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			計 (年度)
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
H31 (R1)	人数	594	628	606	353	52	363	686	512	414	368	303	203	5,082
	割合	9.2%	9.7%	9.2%	5.4%	0.8%	5.5%	7.8%	5.8%	4.6%	4.2%	3.4%	2.3%	5.5%
R2	人数	76	60	721	612	30	275	707	428	368	248	234	837	4,596
	割合	0.8%	0.6%	7.7%	6.5%	0.3%	2.9%	7.4%	4.5%	3.7%	2.4%	2.3%	8.2%	4.0%
R3	人数	750	379	132	292	5	127	495	330	235	80	118	488	3,431
	割合	7.7%	3.9%	1.4%	3.0%	0.1%	1.3%	5.1%	3.4%	2.4%	0.8%	1.2%	5.0%	2.9%

※各市町村で把握した長時間勤務者の報告人数

※「比率」は勤務管理している職員数を市町村立小中学校職員数10,200人(R1)、9,700人(R2)、9,700人(R3)で除しておおよその値を算出した。



【分析・原因】

(1) 令和元年度から各市町村における客観的な勤務時間管理を行う自治体が増えた。

(2) 4～5月期、10～12月期、3月期に長時間勤務者が増加している。

① 4～5月期の増加要因は、年度初めによる授業準備及び事務・報告書作成の時間と考えられる。

② 10～12月期の増加要因

ア、小学校では、運動会や音楽発表会等の学校行事実施に係る諸準備や練習等の時間であると考えられる。

イ、中学校においては、地区陸上・県陸上・駅伝大会に向けた部活動の時間と考えられる。

③ 3月の増加要因は、年度末の事務処理、新年度事務の時間と考えられる。

(3) 年間を通した長時間勤務の主な理由は、小中共に学習指導に関する業務が最も多く、2番目に校務分掌に関する業務、3番目に小学校は学校経営・管理・運営に関する業務、中学校は部活動に関する業務となっている。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、

- 4月～5月は全校一斉臨時休業や分散登校となり、夏休みが短縮されたこと
 - 部活動の停止及び活動時間や対外試合の制限等の対策がとられたこと
- 等により、例年とは状況が異なっている。

県教育委員会が令和4年11月に実施した「教職員の業務の効率化に関するアンケート」によれば、自身の働き方について、勤務時間を意識している教職員の割合は、小中学校全体で96.1%、県立学校全体で93.1%となっており、令和2年度と比較して、教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革が進んでいることがわかります。しかしながら、「業務の効率化の取組まではできていない」と答えた人の割合が約54.3%であり、引き続き、学校における働き方改革を推進していく必要があります。

自身の働き方について、勤務時間を意識した業務の効率化に取り組んでいるか

	意識して取り組んでいる			意識しているが、取組まではできていない			意識していない		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
小学校	34.3%	36.8%	39.4%	59.9%	58.5%	57.6%	5.3%	4.7%	3.0%
中学校	34.2%	37.7%	37.7%	59.3%	55.7%	56.4%	6.3%	6.6%	5.9%
高等学校	37.5%	39.8%	40.9%	52.9%	52.6%	51.8%	9.6%	7.6%	7.4%
特別支援学校	33.4%	42.6%	43.7%	57.7%	51.2%	50.6%	8.9%	6.2%	5.7%

3. これまでの取組と成果

(1) 沖縄県教育委員会の主な取組

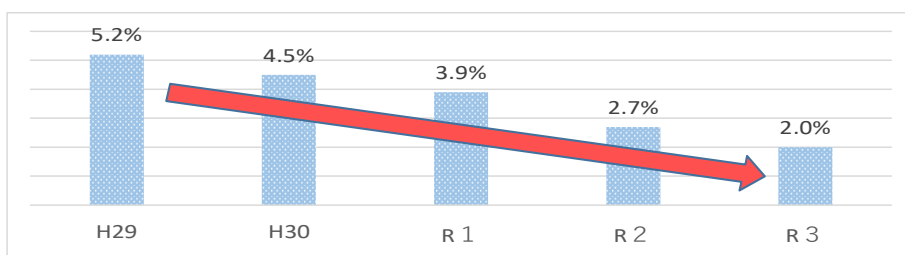
県教育委員会では、教職員の勤務の実態を踏まえ、業務改善に向けた提言や業務改善のための様々な取組を進めています。

- ① 沖縄県教職員業務改善推進委員会による提言(H28年・H29年)
- ② 年次有給休暇の起算日を9月1日に変更(H28年)
- ③ 県教育庁より各学校に依頼する調査等を1割程度削減(H29年)
- ④ 「運動部活動等の在り方等に関する方針」策定(H30年)
- ⑤ 「文化部活動等の在り方等に関する方針」策定(H31年)
- ⑥ 「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」策定(H31年)
- ⑦ 推進プランの周知のために、教職員向けリーフレット、保護者・地域向けリーフレット作成・配布(H31年・R2年)
- ⑧ 県立学校においてICカードを活用した勤務管理システム稼働(H31年)
- ⑨ 「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」策定(R2年)
- ⑩ 「部活動等の在り方に関する方針(改定版)」策定(R3年12月)
※上記④「運動部活動等の在り方等に関する方針」策定(H30年)及び⑤「文化部活動等の在り方等に関する方針」策定(H31年)を一つにまとめた。
- ⑪ 「部活動等における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた取組」策定
(R3年12月)
- ⑫ 保護者・地域向けリーフレット作成・配布(R4年)
- ⑬ 「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」改訂(毎年)

(2) 主な成果

① 県立学校における80時間以上長時間勤務者の減少

80時間以上の長時間勤務者については、平成29年度は全体の5.2%、平成30年度は4.5%、令和元年度は3.9%、令和2年度は2.7%、令和3年度は2.0%と少しずつではありますが、減少傾向がみられます。

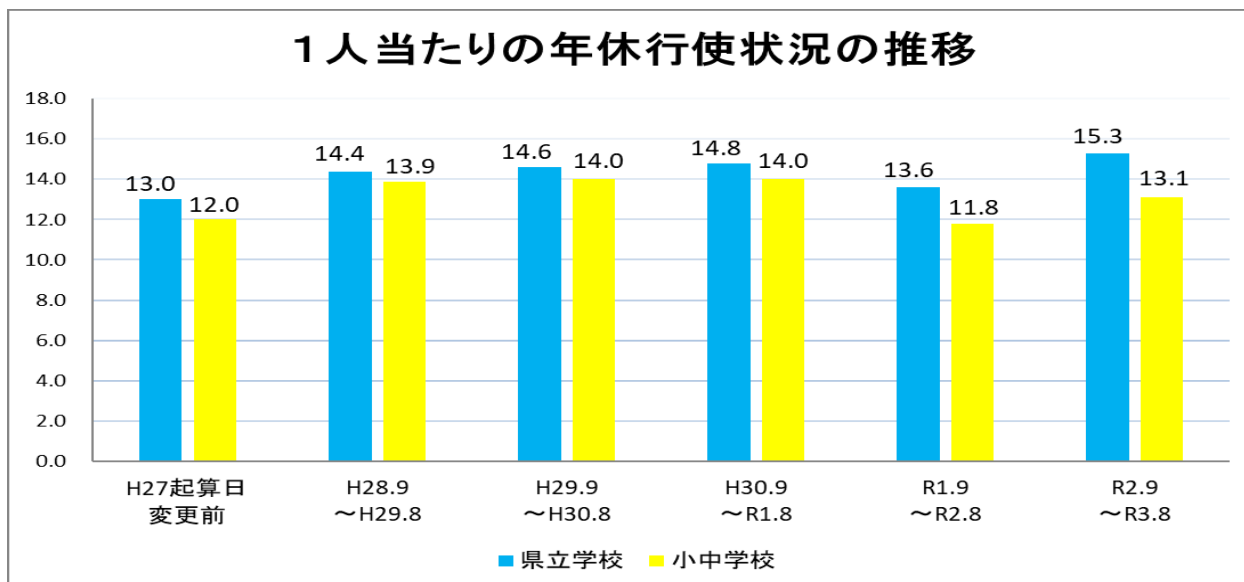


H29・H30年度は自己申告により管理者で把握した長時間勤務者の報告人数

R1・R2・R3年度は勤務管理システムによる集計結果の人数

② 年休の取得の増加

平成28年9月から、公立学校職員の年休起算日を1月から9月に変更して夏季休業中の年次休暇の取得を促進し、教職員の心身の健康増進や家庭生活の充実に努めています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症による授業延長等のため夏季休業短縮の影響があり、年休取得日数が減少しましたが、年休起算日の変更後、県立学校、小中学校ともに増加傾向にあります。



【1人当たりの年休行使状況の推移】

単位：日

	H27起算日 変更前	H28.9 ~H29.8	H29.9 ~H30.8	H30.9 ~R1.8	R1.9 ~R2.8	R2.9 ~R3.8
県立学校	13.0	14.4	14.6	14.8	13.6	15.3
小中学校	12.0	13.9	14.0	14.0	11.8	13.1

※臨時的任用職員、現業職員、新採用職員及び休職者は除く。

※沖縄県教育委員会では、年次有給休暇の取得目標値を15日以上としています。

③ 市町村立学校における出退勤管理の導入

令和4年10月の調査によると、ICカードやタイムカード等を活用した出退勤管理を行っている市町村教育委員会は、県内41市町村のうち38市町村で、92.7%の導入率となっています。

